

【編集・発行】  
社会福祉法人 坂町社会福祉協議会  
〒731-4312 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3番19号  
TEL082-885-2611 FAX082-820-1057  
HP: <http://saka-shakyo.com>

坂町の福祉について、また社協へのお意見を要望など何でも聞かせてください!



## 第12回坂町住民福祉連絡協議会 グラウンドゴルフ交歓大会開催!



令和5年3月4日(土)北新地芝グラウンドにおいて、吉田町長・川本議長の参加のもと、総勢44名で5年振りの会長会グラウンドゴルフ交歓大会が行われました。晴天にも恵まれ、一打に一喜一憂、真剣にプレーが行われ、地区同士の交流を深める機会となりました。

なお、成績は次のとおりです。  
(敬称略)

- 👑 第1位 大下 幸三 (小屋浦)
- 第2位 山本 茂 (植田)
- 第3位 小迫 清志 (西側)



坂町ボランティアだより

## とぎ通信 No.97

T 隣同士

O お互いに

G 元気で

I いつまでも



アスコットキャラクター  
ぶらむちゃんです  
よろしくネ!



※「とぎ」とは坂町の方言として使われており、友達、話し相手、仲間を意味します。

## ようようネットさか 草刈り・伐採をしていただける

それ以外にもゴミ出しや、買い物。通院介助などさまざまです



## 「ようようさん」募集!



ご登録は  
こちらから!

※「ようようさん」とは、お手伝いをさせていただき協力員さんです。

坂町社会福祉協議会では、日常でちょっとした困りごとを抱えている方たちの生活援助を目的としたボランティア会員「ようようネット協力員」さんを募集しております。活動は原則有償で、1時間600円をお支払いいたします。一回の作業は2時間まで。今、のこぎりや、刈込ばさみ等で庭木の伐採等を助けてくださる「ようようさん」を募集しております。(専門ではないので、軽作業程度です)土・日などお休みの日を利用して「手伝うちゃんよ」と言ってくださる坂町内の若い方から(高校生以上)ベテランの方まで、ぜひご協力をお願いいたします!

## 出かける楽しみ、会えるうれしさ♪ ふれあいサロン紹介コーナー



サイコロゲーム



玉入れ

2月17日、鯛尾の「ときめきサロン」が開催されました。玉入れ、サイコロゲームでは、笑い声や声援など白熱した対決を展開! 楽しい笑顔がいっぱいのひと時を満喫しました♪

# 新しい福祉委員・心配ごと相談員の皆さんです！

「福祉委員」とは、住民の方々の最も身近な地域において、福祉問題やニーズを発見し、解決のために社協と協力していただく方々です。

浜宮地区	三宅 勝子
刎条地区	齊藤 静香
中村地区	西田 鈴江
上条地区	中本 明雄
西側地区	糸谷 寿子
森浜地区	寺廻 千晶
森浜地区	濱本 誠
平成ヶ浜東地区	町田奈津子
平成ヶ浜西地区	長谷川良一
横浜三部地区	見藤 洋子
横浜二部地区	花房 和政
横浜一部地区	花木 鈴子
鯛尾地区	折出 早苗
植田地区	近藤 京子
水尻地区	奥谷 武徳
小屋浦地区	熊野結花合
小屋浦地区	下川 博志

## 福祉委員

坂町社協の福祉委員と心配ごと相談員の任期が、令和4年11月30日で満了し、新しく次の方々に就任していただきました。令和4年12月1日より3年間の任期です。(敬称略)

## 心配ごと相談員

### 坂地区

齊藤 静香  
中本 明雄  
寺廻 千晶

### 横浜地区

花房 和政  
奥谷 武徳  
長谷川良一

### 小屋浦地区

龍田 英男  
下川 博志



心配ごと相談は、皆さん方の生活のうえで心配ごとを、解決するお手伝いをする社協の事業です。



## 令和5年度無料法律相談所開催日程

開催年月日	時間
令和5年 4月17日(月)	9:30～12:30
6月19日(月)	13:30～16:30
8月14日(月)	9:30～12:30
10月16日(月)	13:30～16:30
12月18日(月)	13:30～16:30
令和6年 2月19日(月)	9:30～12:30

※1回30分の予約制となっておりますので前日までに電話にてご予約ください

### 開催場所

坂町平成ヶ浜福祉センター 2階

### 申込先

坂町社会福祉協議会 (Tel.885-2611)



# 令和5年度社会福祉法人坂町社会福祉協議会・事業計画

## 重点事項と実施事項

### 1 豪雨災害からの復興の推進

- (1) 災害ボランティアセンターを引き続き運営する。
- (2) 被災者のニーズに応え、ボランティアを派遣する。
- (3) 坂町公営住宅におけるコミュニティ活動を支援する。
- (4) 「地域住民ボランティア」の確保・養成を図る。
- (5) 住民福祉協議会と連携し、「地域住民ボランティア」の確保・養成を行う。
- (6) ボランティア養成講座を開催し、復興の担い手を確保する。

### 2 安心・こころのケア推進

- (1) 地域福祉活動計画を推進する
- (2) 坂町の策定した「地域福祉計画」に合わせ、策定した「地域福祉活動計画」に則り、住民・行政・関係機関と一体となり、「地域共生社会」の実現を目指す。
- (3) 介護保険制度指定事業所としての事業の充実
- (4) 介護技術の向上や対人援助技術の向上を図るとともに、自己評価などを基に利用者の信用と信頼の確保に努める。
- (5) 独立採算を旨とし、経営の合理化・事業所のPRに努める。
- (6) 福祉人材の確保のため、「介護職員初任者研修」を実施する。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業事業所としての事業の充実
- (8) 「総合事業」の「訪問型サービス事業者」として対象者に対し、訪問介護サービスを提供する。
- (9) 障害者総合支援法における「障害福祉サービス事業」としての事業の充実
- (10) 居宅介護・障害を持った利用者の特性を把握し、その人に適した介護や生活支援に努める。
- (11) 特定相談支援・障害を持った利用者

の特性を踏まえ、ニーズを的確に把握しサービス利用計画の策定に努める。

### 3 生き甲斐をもち暮らせるまちづくりの推進

- (1) 老人クラブ連合会の各種行事(球技大会・奉仕活動等)を支援する。
- (2) ふれあいサロン(高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業)の設置促進と事業の充実を図る。
- (3) 各住民福祉協議会単位での設置を促進し、サロン事業の充実を図る。
- (4) ふれあいサロン世話人会とおして、サロン間の情報交換に資する。
- (5) 異世代間のふれあいの場の支援
- (6) 保育園・こども園児と地域高齢者との

### 4 地域福祉活動の活性化

- (1) 福祉意識の普及啓発
- (2) 多様なボランティアニーズに対応可能な人材育成をめざし、各種教室・講座・講習会等を開催する。
- (3) 社協の福祉委員と協働して、福祉ニーズ発見システムの構築を目指す。
- (4) 坂町社会福祉大会を開催し、住民の福祉意識の啓発を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、住民・関係団体・行政と一体となった取り組みを目指す。
- (5) ボランティアセンターの活性化
- (6) 各住民福祉協議会の住民活動(コミュニティワーク)を支援する。
- (7) ボランティアセンター運営委員会とおして、ボランティアグループの組織化と活動のコーディネートに取り組む。
- (8) 「さかまち応援隊」活動の活性化を図る。
- (9) 広島県共同募金会の助成を受け、住民参画型福祉サービス「ようようネットさか」事業を行う。
- (10) 小・中学校での福祉教育の推進を図るため、福祉協力校の継続指定を行う。
- (11) 夏休み福祉体験教室を開催する。
- (12) ボランティアだより「とき通信」の発行をとおしてボランティア情報の提供と人材の発掘に努める。
- (13) ボランティア視察研修を開催し、ボランティアの資質向上を図る。
- (14) 広島県共同募金会の助成を受け、「広島県被災者生活サポートボランティア推進事業」を行う。
- (15) 福祉団体等への協力援助
- (16) 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・母子寡婦福祉会・心身障害者福祉会(ゆずりはの会)・ボランティア

### 5 生活基盤の確立

- (1) 更生支援
- (2) 財産管理等の困難な方に対し援助を行う。(福祉サービス利用援助事業・通称「かけはし」)
- (3) 低所得者世帯へ緊急生活資金及び療養資金の貸付を行う。
- (4) 高額療養費の支払困難者への高額療養資金の貸付を行う。
- (5) 県社協の貸付制度(生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金)の申請事務を行う。
- (6) 生活福祉資金(コロナ特例貸付)の借受人等への支援のため、相談員を配置する。

### 6 社協基盤の強化

- (1) 財政基盤の強化
- (2) 社協一般会費の全世帯加入と、社協理解者の賛助・特別会員の加入促進に努める。
- (3) 収益事業公共施設管理運営・特産品の販売を継続実施し、自主財源の確保に取組む。
- (4) 介護保険事業経営の独立採算に努める。
- (5) 広島県共同募金会の赤い羽根共同募金運動、日本赤十字社の会員加入運動への協力を図る。
- (6) 組織体制の強化
- (7) 社協役員等の各種研修会参加により、社協活動の充実を図る。
- (8) 事務局職員等の資質向上のため、各種研修会に参加する。
- (9) その他
- (10) 生活改善活動の一環としての会葬礼状等の印刷を行う。
- (11) 香典返しの寄付世帯へ初盆の供物を